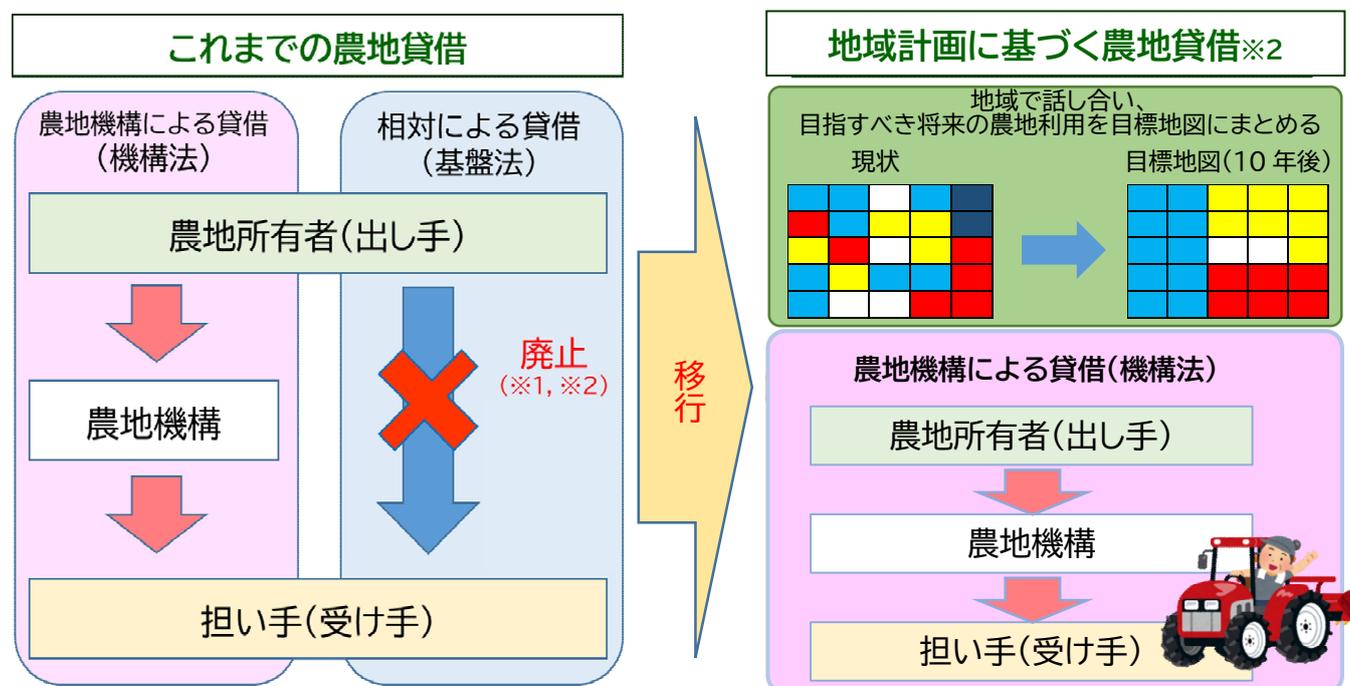


# 農地の貸借方法が変わりました！



農業経営基盤強化促進法(基盤法)の改正に伴って、「利用権設定事業(いわゆる相対での農地貸借)」が廃止されたことから、令和7年4月(地域計画策定後)から農地の貸借は「**農地中間管理事業(農地機構を介した農地貸借)**」になりました。

- ① 利用権設定事業(相対)の農地貸借については、10年後の目指すべき農地利用の姿を示した「地域計画(目標地図)」に基づく、農地中間管理事業(農地機構)による貸借となります。
- ② 利用権設定事業(相対)で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画(目標地図)」に記載された「農業を担う者」であれば、引き続き同様に貸借を行うことができます。(目標地図に記載がない場合でも、受け手が「農業を担う者」であれば、目標地図を変更すれば貸借を行えます)
- ③ 受け手が地域計画の「農業を担う者」でない場合は、原則、農地中間管理事業による貸借を行うことができませんので、貸借をご希望の方は、事前に地域計画および目標地図を確認してください。(地域計画に関しては、観音寺市農林水産課へお問い合わせください)



- ※1 既に利用権設定がされている契約(相対)については、契約期間満了日まで有効です。  
※2 このほか、農地法第3条に基づく貸借の手続きがあります。

## ○農地貸借手続きの受付・相談について

※連絡先：香川県農地機構 農地集積専門員  
(観音寺市役所3階 農業委員会事務局内) 電話：0875-23-3948

毎月第1、第3水曜日は大野原支所(9~12時)、豊浜支所(13~16時)でも、受付・相談窓口を開設しています。

# 農地中間管理事業を積極的に活用しましょう!

法令に基づかない農地の貸し借り(ヤミ小作)は、トラブルのもとです。ご注意ください。

## 農地の貸付け希望者（出し手）の皆様へ

### 【農地の貸借に関すること】

- ①農地機構の貸借期間は、原則10年以上となります。
- ②耕作条件等の関係で、農地機構では借受けできない場合があります。  
※具体的な例：小面積、不整形、水利等の悪い農地、田渡し、農業機械の進入路がない、搬送用車の駐車場がない、遊休農地、傾斜地、5年以上水稲作付け（水張り）していない等
- ③対象農地に抵当権等の担保物権が設定されていると、農地中間管理事業の活用ができない場合があります。

### 【相続等に関すること】

- ①農地を相続した場合は、農業委員会へ届け出る必要があります。また、令和6年4月から相続登記が義務化されました。相続未登記農地がある場合は、原則として法務局で相続登記をしてから貸借の手続きを進めてください。なお、登記手続きが間に合わない場合、相続人の方々から、持ち分の権利の合計が過半になるよう同意書を提出していただくことで、当面、貸借の手続きは可能です。
- ②農地が共有者名義の場合、共有持ち分の過半となるよう、共有者の同意書が必要です。
- ③経営移譲年金、特例付加年金を受給している人が、後継者等から農地の返還を受けて、農地機構にその農地を貸付ける場合は、一定の要件を満たせば、引き続き受給することができます。
- ④相続税等納税猶予の適用対象農地の場合、「相続税（贈与税）の納税猶予の特定貸付に関する届出書」を税務署長に提出する必要があります。

## 農地の借受け希望者（受け手）の皆様へ

### 【目標地図への位置づけ】

法改正により、令和7年4月以降、農地機構は、観音寺市が策定する地域計画の目標地図上の各筆に位置付けられた受け手に対し、貸し付けることとなります。

目標地図に位置付けられていない場合や、位置付けられていても貸借の更新時にその筆を借り入れない場合は、地域計画の変更手続きが必要となりますので、観音寺市農林水産課までご相談ください。

### 【借受け希望農地の確認】

借受け希望者は、事前に農地の現況を確認し、不都合等がある場合は、速やかに農地機構へ申し出てください。

### 【お問い合わせ先】

- ・農地の貸借に関する問い合わせ → (公財)香川県農地機構 TEL:087-816-3955
- ・地域計画や目標地図に関する問い合わせ → 観音寺市農林水産課 TEL:0875-23-3931

香川県農政水産部農業経営課農地マネジメント推進室農地マネジメントグループ TEL 087-832-3408